

べつかい協働のまちづくり補助金

《一般型》

～令和3年度募集案内～

べつかい協働のまちづくり補助金一般型は、自治基本条例を遂行していくにあたり、多様な主体（町民及び町民以外で別海町に関係のある人々や団体）が“町民参加と協働”のまちづくりに関心を持ち、積極的に関わっていく活動に対し補助する制度です。

募集期間

令和3年4月1日（木）～令和4年2月1日（火）

応募対象

※次の要件を満たす団体及び事業が対象となります。

【補助対象団体の要件】

※その効果が期待でき、次に掲げる実態を備える団体。

- 団体構成員中、町民が5人以上含まれている。
- 活動拠点が町内であり、地域又は町民を対象とした活動であること。（町外での活動は対象としない）
- 組織における規約等があり、会計処理については金融機関口座を有し、明確かつ適切に行われていること。
- 各種団体の連合体による実行委員会組織については、主たる団体を明確にすること。

など

【補助対象活動】

※多様な主体による次に該当する協働のまちづくり活動で、今後も継続して行われ、地域・社会へ貢献し、地域の人材育成、町民生活の向上、地域づくり等に寄与するための活動とする。

- 地域コミュニティづくりへの取組に関する活動
- 公共財産の保全と活用に関する活動
- 協働のまちづくりに資する研修会等への参加
- その他町長が特に必要と認めた活動

など

補助基準

補助対象となる活動の補助基準は、次のとおりとなります。

- （1）1団体あたりの補助対象経費の2分の1を補助します。
- （2）1団体あたりの補助額は10万円を限度とします。

補助金対象事業の一例

補助対象事業	主な事例
(1) 地域コミュニティづくりへの取組に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の問題解決に関する活動に資する事業 ・地域自治組織の機能の充実を図る事業 ・地域の自治意識や連帯感を高揚するための学習会の開催
(2) 公共財産の保全と活用に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の草刈等 ・高所作業車両を活用した公共施設のメンテナンス等 ・自社の技術力、機材を活かした公共財産の保全と維持に係る支援等
(3) 協働のまちづくりに資する研修会活動	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり活動における中心的な役割を担う人材の育成 ・団体の活動につながる研修会への参加
(4) その他町長が特に必要と認めた活動	

補助対象経費と補助対象外経費

(対象となる経費) 補助対象事業を実施するために直接必要となる経費

※領収書等により事業実施団体が支払ったことが確認できることが必要です。

(対象とならない経費)

- ア 町から既に他の補助金を受けている活動に係る経費については補助対象外とする。
- イ 事業実施主体（主催者等の事業運営者又は事務局等）に係る飲食経費や報酬等の経費。但し、事業に伴う会議等で必要な飲料や労力の提供に対してお礼に代わり提供する飲料等を除く。
- ウ 事業参加者に無料もしくは、著しく安価な価格で配られるもの（賞品及び事業目的との関係性に乏しい飲食類等の配布）。
- エ 商品券等の金券に類似するものの経費。
但し、地域通貨的な商品券を除く。
- オ 対象事業以外の目的を有し、且つ事業実施主体（主催者等の事業運営者又は事務局等）の経常的な支出を伴う経費。
- カ 不動産の売買等に関する経費。
- キ 備品の購入において、単品での使用が可能であり、且つ対象事業以外にも使用できる備品で、1品の単価が3万円を越えるもの。
- ク 事業完了後に余剰金（繰越金等）が発生した場合、これに相当する額。
- ケ 予備費、もしくはこれに類似するもの。
- コ 領収書等により、支払いが明確にできない経費。
- サ その他補助事業に直接関係しないで、町長が社会通念上適切でないと認めた経費。

下記の申請書類に必要事項を記入し、資料等を添付のうえ、役場本庁舎2階「総務部総合政策課まちづくり推進担当」まで提出してください。

[提出書類] ①べつかい協働のまちづくり補助金交付申請書（第1号様式）

②事業計画書（第2号様式）

③収支予算書（第3号様式）

※積算根拠となる見積書（写し）、カタログ資料（写し）等を添付してください。

※事業で使用する物の購入等は町内事業者の利用に努めてください。

④団体概要書（第4号様式）

⑤その他必要書類

※申請書類（第1号～第4号様式）及び要領については、別海町ホームページからダウンロードが可能です。

[受付] 書類提出時等、総合政策課職員による書類確認と事業内容の聞き取りを行います。

[審査方法] 町による申請内容の審査をいたします。

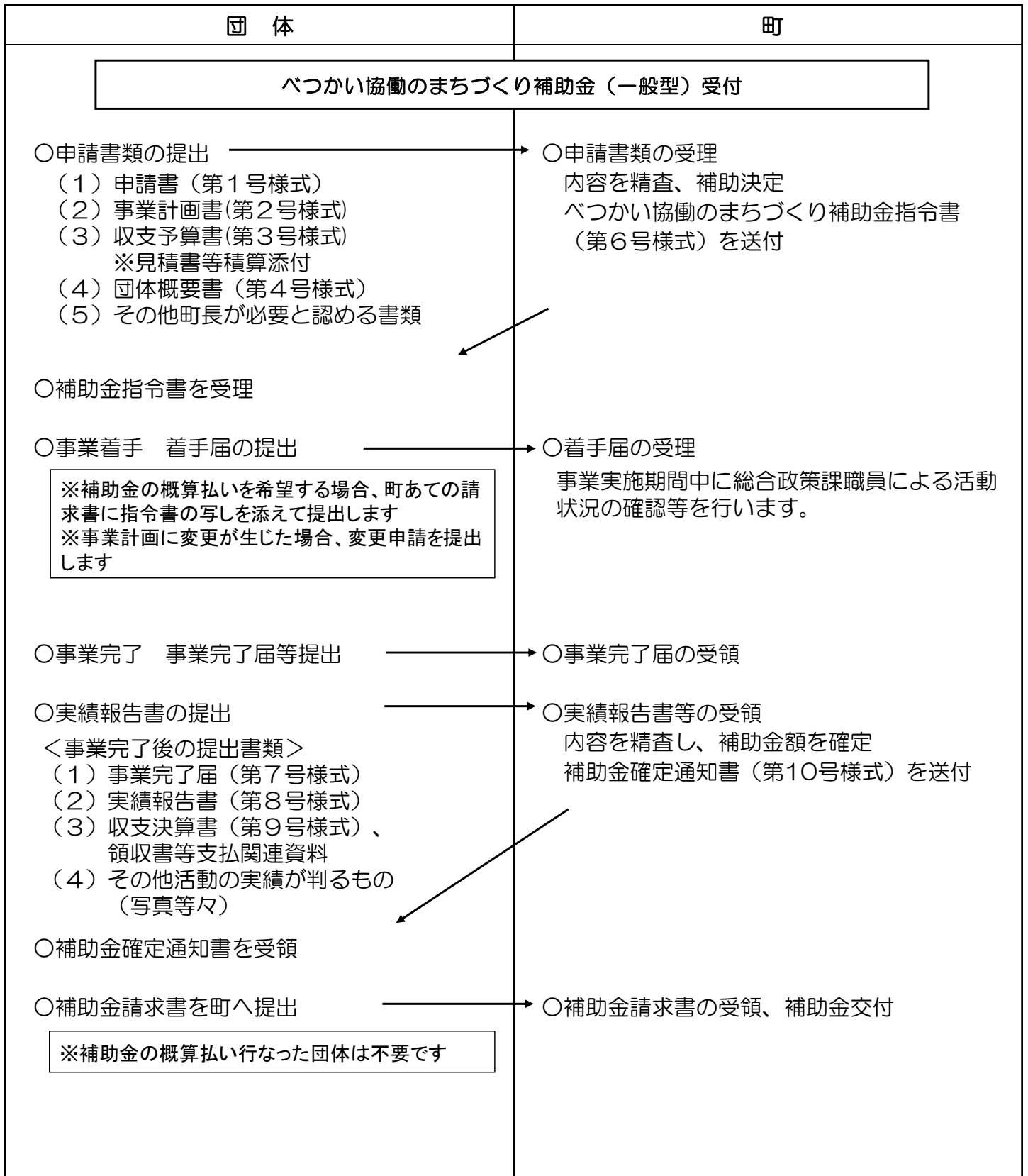
[その他] 書類の記入の仕方や事前相談を希望される方は、お気軽にお問合せください。

[問合せ] 別海町役場 総務部 総合政策課 まちづくり推進担当

TEL 0153-75-2111（内線2216） FAX 0153-75-0371

メール sougouseisaku@betsukai.jp

《べつかい協働のまちづくり補助金（一般型）手続き全体の流れ》





令和 年度 べつかい協働のまちづくり補助金申請書

令和 年 月 日

提出する月日を記入してください。

別海町長 曾根興三様

申込者 住 所 別海町〇〇〇 〇〇番地の〇
団体名称 〇〇〇〇〇〇
代表者氏名 〇〇〇 〇〇〇 ㊟
連絡先（電話）

事業名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

上記の事業を実施したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業（事務）の目的及びその概要

実際にどういったことをするのか、申請事業の目的と概要について具体的に記入してください。

2 事業（事務）の着手及び完了の予定期日

自（着手） 令和〇〇年〇〇月〇〇日

至（完了） 令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 補助金交付希望額

総事業費	補助対象事業費	補助金希望額
収支予算書の支出総額 (第3号様式「A」の金額)	収支予算書の補助対象経費 (第3号様式「B」の金額)	収支予算書の補助金額 (第3号様式「C」の金額)

べつかい協働のまちづくり補助金事業計画書

1 事業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

2 事業概要（具体的に記入願います。）

実際にどういったことをするのか、具体的に記入してください。

3 事業実施期日又は期間 〇〇年〇〇月〇〇日（～〇〇年〇〇月〇〇日）

※事業スケジュール等詳細についても記入してください。（任意様式添付可）

イベント等の開催日、又は事業の実施期間を記入してください。

4 事業の対象者及び参加予定（見込み）人員

事業対象者… 町民、〇〇団体、〇〇関係の人

参加予定人数… 約 〇〇〇人

5 事業効果

補助金を受けて事業を実施することにより、どのような効果が見込まれるのか、別海町民へはどのような利益があるのか等について、具体的に記入してください。

6 所要経費

総 額 収支予算書の支出総額 円

内 訳 （別添 第3号様式に準ずる）

収 支 予 算 書

団体名 ○○○○○○

収入の部

(単位：円)

科 目	内 容	積算根拠（単価×数量）	金 額
べつかい協働のまちづくり補助金		C-	○○○○○
会費	○○○○	○○○円×○○人	○○○
事業収入	○○○○	○○○円×○○人	○○○
自己資金	○○○○		○○○○
※すべての収入源を記入してください。			
収入総額（合計）			○○○○○

支出の部

(単位：円)

科 目	内 容	積算根拠（単価×数量）	金 額	
補助 対象 経費	報償費	講師謝礼	○○円×○○人×○○回	○○○○
	印刷製本費	チラシ作成	○○円×○○枚	○○○○
	消耗品費	チラシ用紙代	○○円×○○枚	○○○○
	使用料	施設使用料	○○円×○○時間	○○○○
	レンタル料	○○のレンタル	見積書参照	○○○○
	※事業に係る支出内容をすべて記入してください。 ※補助対象経費・対象外経費を分けて記入してください。 ※委託・備品購入等の支出については、見積書・カタログ等を添付してください。			
小 計（補助対象経費合計額）			B- ○○○○○	
補助 対象 外 経費	報償費	会員に対する謝礼	○○○	
	小 計（補助対象経外費合計額）			○○○
支出総額（合計）			A- ○○○○○	

※収入総額と支出総額は同じ金額になること

※補助金（希望額）は補助対象経費の指定の補助率以内であること

※積算根拠となる見積書（写し）やカタログ資料（写し）等を添付

※補助金が採択された場合、概算払いの希望（1. **あり** 2. なし ←どちらかに○を付けて下さい。

満たしているか
確認してください

べつかい協働のまちづくり補助金団体概要書

団 体 名	〇〇〇〇〇〇
事務所等の所在地	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 別海町〇〇〇 〇〇番地の〇〇
	TEL 〇〇〇〇 FAX 〇〇〇〇
	E-Mail 〇〇〇〇
代 表 者	氏名 〇〇〇〇
	住所 〒 事務所等の所在地と同じであれば「同上」で構いません。
	TEL FAX
	E-Mail
ホームページアドレス	http:// 〇〇〇〇
設 立 年 月 日	昭和・平成・令和〇〇年〇〇月
構 成 員 数	〇〇 人（うち別海町民の数 〇〇 人）
設 立 趣 旨	設立の理由を記入してください。
主 な 活 動 実 績	過去に行った主な活動を記入してください。 新規団体については記入しなくてよろしいです。

※構成員名簿または役員名簿を添付してください。

※団体の規約、組織図、収支決算書等、団体の資料があれば添付してください。

べつかい協働のまちづくり補助金（一般型）交付事務取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、別海町自治基本条例を遂行していくにあたり、多様な主体（町民及び町民以外で別海町に関係のある人々や団体）が町民参加と協働のまちづくりに関心を持ち、積極的に関わっていく活動に対し、別海町振興奨励補助規則（昭和46年規則第4号）に基づく補助金の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（補助対象団体及び活動）

第2条 補助金の交付を申請できる団体（以下「団体」という。）及び補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1に掲げる要件を満たすものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体及び補助事業は対象としない。

（1）町内会活動等を目的とするもの。

（2）営利を目的とするもの。

（3）宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを目的とするもの。

（4）自治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを目的とするもの。

（5）公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にあるもの（候補者を含む。）

若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とするもの。

3 補助の対象とする活動は、多様な主体が次の各号に該当する協働のまちづくり活動で、今後継続して行われ、地域・社会へ貢献すると共に、地域の人材育成、町民生活の向上、地域づくり等に寄与するための活動とする。

（1）地域コミュニティづくりへの取組に関する活動

（2）公共財産の保全と活用に関する活動

（3）協働のまちづくりに資する研修会等への参加

（4）その他町長が特に必要と認めた活動

（補助基準）

第3条 補助対象となる活動の補助基準は、次の各号によるものとする。

但し、多様な主体の管理運営事情等により難しい特別の理由があると認められるものについては、この限りでない。

（1）1団体あたり経費の2分の1を補助する。

（2）1団体あたりの補助額は10万円を限度とする。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付対象となる経費及び補助金の交付対象から除外する経費は、別表第1に掲げる経費とする。

（補則）

第5条 この要領の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第4条関係）

1. 要件	(1) 団体	<p>その成果が期待でき、次に掲げる実態を備える団体とする。</p> <p>ア 団体構成員中、町民が5人以上含まれていること。</p> <p>イ 活動拠点が町内であり、地域又は町民を対象とした活動であること。町外での活動は対象としない。</p> <p>ウ 組織における規約等があり、会計処理については金融機関口座を有し、明確かつ適切に行われていること。</p> <p>エ 各種団体の連合体による実行委員会組織については、主たる団体を明確にし、上記要件を満たすものとする。</p>
2. 補助対象経費と補助対象外経費	補助対象経費と補助対象外経費については、以下のとおりとする。	
	(1) 対象経費	ア 対象外経費以外のもの。
(2) 対象外経費	<p>ア 町から既に他の補助金を受けている活動。</p> <p>イ 事業実施主体（主催者等の事業運営者又は事務局等）に係る飲食経費や報酬等の経費。但し、事業に伴う会議等で必要な飲料や労力の提供に対してお礼に代わり提供する飲料等を除く。</p> <p>ウ 事業参加者に無料もしくは、著しく安価な価格で配られるもの（賞品及び事業目的との関係性に乏しい飲食類等の配布）。</p> <p>エ 商品券等の金券に類似するものの経費。但し、地域通貨的な商品券を除く。</p> <p>オ 対象事業以外の目的も有し、且つ事業実施主体（主催者等の事業運営者又は事務局等）の経常的な支出を伴う経費。</p> <p>カ 不動産の売買等に関する経費。</p> <p>キ 備品の購入において、単品での使用が可能であり、且つ対象事業以外にも使用できる備品で、1品の単価が3万円を超えるもの。</p> <p>ク 事業完了後に余剰金（繰越金等）が発生した場合、これに相当する額。</p> <p>ケ 予備費、もしくはこれに類似するもの。</p> <p>コ 領収書等により、支払いが明確にできない経費。</p> <p>サ その他補助事業に直接関係しないで、町長が社会通念上適切でないとした経費。</p>	

～メモ～

= 協働のまちづくり =

～ お問い合わせ・ご相談は ～

別海町 総務部 総合政策課 まちづくり推進担当

電話 0153-75-2111 (内線 2216)

FAX 0153-75-0371

メール sougouseisaku@betsukai.jp

ホームページ <https://www.betsukai.jp>



「べつかい協働のまちづくり補助金（一般型）」ご案内ページ